

届出の遅延により事実の確認ができない交通事故事件の取扱要領について

(平成19年2月19日岩交第9号岩手県警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしのことについて、下記のとおり制定し、平成19年3月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、届出の遅延等により事実の確認ができない交通事故事件の処理について(昭和60年5月31日付け岩交指第333号)は、平成19年2月28日をもって廃止する。

記

1 対象

届出が遅れた交通事故事件とは、原則として交通事故事件発生から24時間以上経過したのちに届出されたものを対象とすること。

2 届出遅延の交通事故事件受理時の心構え

届出が遅れたために交通事故事件の事実や傷害との因果関係を直ちに確認できない場合は、交通事故に関連する保険金の不正請求事案の防止のためにも、安易に交通事故として受理することなく、その真偽を慎重に捜査するとともに、交通事故として事実を認定した場合は、迅速、適正な捜査を遂行する必要があることから、届出が遅延した交通事故事件の受理にあたっては、慎重かつ迅速に取扱うよう注意すること。

3 届出遅延の交通事故事件の取扱要領

(1) 届出遅延の人身事故を受理した場合は、当該事故情報を交通統合情報管理システムに仮登録の上、当該事故の犯罪事件受理簿(無番)に受理時の状況を明らかにした報告書を添付して、所属長に報告すること。

物損事故を受理した場合は、物損事故報告書(無番)に受理時の状況を明らかにした報告書を添付して所属長に報告すること。

(2) 捜査主任官は担当者を指定し、必要な捜査を行うとともに、その経過については別添「捜査経過記録表」により明らかにしておくこと。

(3) 捜査の結果交通事故事実が認められる場合は、交通事故届出受理簿に記載し、必要な捜査を尽くすこと。

また、捜査の結果、交通事故の事実が認められないものは、「捜査経過記録表」に捜査関係記録を添えて所属長に報告すること。

(4) 捜査経過記録表の保管年限は、5年とする。

3 届出遅延の交通事故事件取扱い上の留意事項

(1) 届出遅延の交通事故事件を取扱う場合は、慎重を期すとともに適正な事実認定に努めること。

(2) 届出遅延の交通事故事件の立件に際しては、事故不申告の立件にも努めること。

(3) 損害賠償等民事と関連するため、届出事実が立証できず捜査打ち切りとする場合は、届出者にその旨を伝え、理解を求めること。

別添「捜査経過記録表」は省略する。